

令和 2 年 10 月 30 日

空き家に関する相談・指導・改善状況

(まちづくり課)

【要旨】

平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家法」という。)が全面施行されたことを受け、空き家に関する苦情対応はまちづくり課にて対応している。

1. 空き家に関する苦情と解決件数 (R2. 3. 31 現在)

空家法施行以降、44 件に対する苦情があり、115 通の文書指導を行った。その結果、30 件が解決した。

年度	苦情	解決	対応		
			所有者調査	所有者特定	文書指導
H27	0 件	0 件	55 件	49 件	0 通
H28	3 件	0 件	155 件	150 件	4 通
H29	7 件	1 件	68 件	60 件	10 通
H30	23 件	13 件	67 件	61 件	50 通
H31	11 件	13 件	94 件	87 件	51 通
累計	44 件	32 件	439 件	407 件	115 通

※受付件数には対応中の同一内容に対する苦情は含めない。

※所有者調査とは、空家法第 10 条に基づく空家等の所有者を特定するために行う事務をいう。

2. 苦情の内容 (R2. 3. 31 現在)

苦情の多くは、立木・雑草の繁茂および建物の老朽化。

分類	件	割合
立木・雑草	21	48%
建物	19	44%
ゴミ	2	5%
動物・虫	1	2%
合計	43	

3. 特定空家等に対する措置状況 (R2. 3. 31 現在)

令和元年度に 1 件を「特定空家等」に認定し、助言指導を行った。

内容	実施 (件)	解決 (件)	備考
助言または指導	1	0	R1. 11. 19 認定
勧告	—	—	
(固定資産税特例解除)	—	—	
命令	—	—	
行政代執行	—	—	
略式代執行	—	—	